

武蔵野市立第五中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改定

～いじめ防止に向けた学校の基本的な考え方～

- 「いじめ」とは、「生徒に対して、学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係を有するものが心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定する。
- いじめは、人として絶対に許されない行為であり、いじめを行ってはいけない。
（「いじめ防止対策推進法（平成25年 法律71号）」に基づく）

安心できる学校風土 しない・させない・見過ごさない 迅速・確実 専門的連携体制

いじめ防止対策中核組織

- いじめ防止対策委員会の開催（週1回）
➡いじめ事案に対しての中核となる組織
校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、派遣相談員、SSW、担任等校長が必要と認めた者
- 外部の専門機関等との連携
教育支援センター、警察、児童相談所
子ども家庭支援センター、専門家スタッフ等

いじめ防止対策の実践

- 「いじめは絶対に許されない」という学校全体の雰囲気を醸成する。
- 人権尊重教育や道徳教育（道徳の時間）、学級活動、生徒会活動、学校行事等を通して、規範意識や自律意識、自己有用感を育てる。
- ネットいじめ未然防止のための情報モラル教育の充実を図る。（保護者会、セーフティ教室、全体学活・学年集会等の活用）
- いじめアンケートや教育相談、カウンセラー面談等を通して、個別対応を充実させる。
- 生徒理解のための情報交換を密にする。

基本的な学校体制

1 専門的・継続的連携体制

2 未然防止教育及び早期発見対応

3 迅速で確実な組織的対応

いじめへの対処

- 1 いじめを発見・通報を受けたら、「いじめ防止対策委員会」を臨時に開き、組織的に対応する。
 - 2 教職員の共通理解を図り、保護者への説明、スクールカウンセラー等の専門家や関係諸機関との連携を通して、迅速に対応する。
 - 3 いじめを受けた生徒の安全及び安心を第一に考え、いじめを起こした個人または集団への指導を徹底し、いじめを「しない・させない・見過ごさない」集団づくりを図る。
 - 4 ネット上のいじめについては、原則、警察等とも連携して対応する。
- 【その他】
- 重大事態と思われる案件が発生した場合に、直ちに武蔵野市教育委員会に報告し、連携して対応する。
 - 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

目指す生徒像

- 自他を大切にして尊重し合い、いじめや偏見・差別を許さない生徒
- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」生徒

明るく楽しい学校生活の実現

認められているという安心感
生徒が自己決定する場
「できる」という実感
自尊感情や自己肯定感の育成

信頼関係の確立

教師と生徒との信頼関係づくり
生徒同士の信頼関係づくり
保護者や地域との連携
小・中連携教育の推進

武蔵野市いじめ防止基本方針

